

給水負担金徴収事務取扱要綱

平成6年9月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市水道事業給水条例第4条の2に定める給水負担金の徴収事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給水負担金の徴収時期及び納入者)

第2条 給水負担金は、給水装置の新設工事、又は増口径工事を上下水道局に申込む際にその申込者から徴収する。ただし、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めたときに限り、給水負担金を後納することができる。この場合、給水負担金後納願を文書で管理者に提出しなければならない。

(給水負担金の還付もしくは差額徴収の取扱い)

第3条 新設工事、又は増口径工事において、市の水道メーター（以下「メーター」という。）の出庫前に工事を中止した場合には、給水負担金の全額、メーターの出庫前に口径を小さくした場合には、給水負担金の差額を還付することができる。また、メーターの出庫前に口径を大きくした場合には、給水負担金の差額を徴収する。

(水道の廃止、又はメーターの口径を小さくする場合の取扱い)

第4条 水道の廃止、又はメーターの口径を小さくする場合、既納の給水負担金、又は給水負担金の差額は還付しない。

(給水装置を撤去して新たに他の場所に給水装置の新設をする場合の取扱い)

第5条 給水装置を撤去して、新たに他の場所に給水装置を新設する申込みがあったときは、給水負担金を徴収する。ただし、新設する場所が、撤去する場所と同一敷地内又はそれに準ずる場所であるときは移設とみなし、給水負担金は徴収しない。この場合は、給水装置の撤去と新設の手続きが同時に行われることを条件とする。

(2個以上のメーターを統合するときの取扱い)

第6条 一戸(箇所)に2個以上のメーターが設置されているものを、既存の個数未満のメーターに統合するとき、統合後のメーターの口径に係る給水負担金の額が、統合前の各メーターの口径に係る給水負担金の合計額を超える

場合に限り、その差額を徴収する。

(1個のメーターを2個以上のメーターに分ける時の取扱い)

第7条 1個のメーターを2個以上のメーターに分ける場合は、新たに出庫する各メーターの口径に相当する給水負担金の合計額が既設のメーターの口径に相当する給水負担金の額を超える場合に限り、その差額を徴収する。

附 則

この要綱は平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。